

立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和3年9月9日

提出者 立川市教育委員会
教育長 小町 邦彦

理由

電子書籍の貸付け及び予約件数の変更並びに学校登録を新設することに伴い規則を改正する必要があるため。

立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則

立川市図書館条例施行規則（平成25年立川市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。
 次の表中、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(利用の登録)</p> <p>第3条 条例第4条第1項に規定する登録は、<u>個人登録、団体登録及び学校登録</u>とする。</p> <p>2 ……略……</p> <p><u>(学校登録の手續)</u></p> <p><u>第5条の2 学校登録を受けることができる者は、立川市立学校設置条例（昭和38年立川市条例第66号）別表に定める市立学校（以下「市立学校」という。）に在籍する児童及び生徒並びに勤務する教職員（以下「児童等」という。）とする。</u></p> <p>(個人確認書類等)</p> <p>第6条 第4条第4項及び<u>第5条第3項</u>に規定する本人であることを証明する書類は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第11号から第14号までに掲げるものについては、それらのうち2点を同時に提示しなければならない。</p> <p>(1)～(14) ……略……</p> <p>2 第4条第4項及び<u>第5条第3項</u>に規定する居住地を証明する書類は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第2号及び第3号に掲げる書類については、消印の日付、通知の日付又は領収日から3月以内のものに限る。</p> <p>(1)～(4) ……略……</p> <p>3及び4 ……略……</p>	<p>(利用の登録)</p> <p>第3条 条例第4条第1項に規定する登録は、<u>個人登録及び団体登録</u>とする。</p> <p>2 ……略……</p> <p>(個人確認書類等)</p> <p>第6条 第4条第4項及び<u>前条第3項</u>に規定する本人であることを証明する書類は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第11号から第14号までに掲げるものについては、それらのうち2点を同時に提示しなければならない。</p> <p>(1)～(14) ……略……</p> <p>2 第4条第4項及び<u>前条第3項</u>に規定する居住地を証明する書類は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第2号及び第3号に掲げる書類については、消印の日付、通知の日付又は領収日から3月以内のものに限る。</p> <p>(1)～(4) ……略……</p> <p>3及び4 ……略……</p>

(学校利用カードの交付)

第7条の2 館長は、児童等に対し、学校用たちかわ電子図書館利用カード（以下「学校利用カード」という。）を交付する。ただし、館長が必要があると認める場合には、別に定める方法で学校利用カードに記載すべき情報を児童等に通知することで、学校利用カードの交付に代えることができる。

2 学校利用カードの有効期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 児童及び生徒 市立学校に在籍する期間

(2) 教職員 市立学校に勤務する期間

(利用カード又は学校利用カードの再交付)

第8条 第7条第1項の規定により個人登録を受けた者又は団体登録を受けたもの（以下「登録者」という。）が、利用カードを紛失し、又は破損したときは、個人確認書類又は団体申請者確認書類を提示したうえで、個人利用登録等申請書又は団体利用登録等申請書（以下「利用登録等申請書」という。）を提出し、利用カードの再交付を受けることができる。

2 前条第1項の規定により学校利用カードの交付を受けた者（以下「学校登録者」という。）が、学校利用カードを紛失したときは、在籍し、又は勤務する市立学校の学校長に申告し、当該学校長が、館長に学校利用カードの再交付の申請を行うものとする。ただし、前条第1項ただし書の規定の適用を受けた学校登録者が学校利用カードに記載すべき情報の再通知を求める場合の手続は、別に定める方法によるものとする。

(貸付手続)

第13条 ……略……

2 前項の規定にかかわらず、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式そ

(利用カードの再交付)

第8条 前条第1項の規定により個人登録を受けた者又は団体登録を受けたもの（以下「登録者」という。）が、利用カードを紛失し、又は破損したときは、個人確認書類又は団体申請者確認書類を提示したうえで、個人利用登録等申請書又は団体利用登録等申請書（以下「利用登録等申請書」という。）を提出し、利用カードの再交付を受けることができる。

(貸付手続)

第13条 ……略……

2 前項の規定にかかわらず、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式そ

の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)によって作成された図書館資料のうち、インターネットにより利用が可能なもの(以下「電子書籍」という。)の貸付を受けようとするときは、インターネットにおいて貸付けを受けるものとする。

(貸付けの制限)

第14条 利用者が図書館資料の貸付けを受けることができる種類、限度及び期間は、別表のとおりとする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(利用者の資格)

第20条 ……略……

2 ……略……

3 学校登録者であって、学校利用カードが有効期限内であるものは、予約を申し込むことができる。ただし、第27条に規定する利用制限を受けている場合は、申し込むことができない。

(予約及びリクエストの件数)

第21条 個人登録者が予約及びリクエストができる件数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める件数とする。

(1)～(3) ……略……

(4) 電子書籍 3点。ただし、リクエストは行うことができない。

2 ……略……

3 学校登録者が予約できる件数は、電子書籍3点までとする。

(予約の方法)

第22条 ……略……

2 個人登録者による前条第1項第4号に掲げる資料の予約は、インターネットにおいて行うものとする。

3 ……略……

の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)によって作成された図書館資料のうち、インターネットにより利用が可能なもの(以下「電子書籍」という。)の貸付を受けようとするときは、立川市電子図書館サイトにおいて貸付けを受けるものとする。

(貸付けの制限)

第14条 利用者が図書館資料の貸付けを受けることができる限度及び期間は、別表のとおりとする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(利用者の資格)

第20条 ……略……

2 ……略……

(予約及びリクエストの件数)

第21条 個人登録者が予約及びリクエストができる件数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める件数とする。

(1)～(3) ……略……

(4) 電子書籍 2点。ただし、リクエストは行うことができない。

2 ……略……

(予約の方法)

第22条 ……略……

2 個人登録者による前条第1項第4号に掲げる資料の予約は、立川市電子図書館サイトにおいて行うものとする。

3 ……略……

4 学校登録者による予約は、インターネットにおいて行うものとする。

(利用制限)

第27条 館長は、個人登録者、団体登録者及び学校登録者が次項に規定する行為を行ったときは、次の各号に掲げる利用制限（以下「利用制限」という。）を行うものとする。

(1)～(4) ……略……

2～4 ……略……

別表（第14条関係）

区分	図書館資料の種類	貸付限度	貸付期間
個人	図書及び雑誌	10冊。ただし、相互市外居住登録者は、5冊	14日
	コンパクトディスク又はカセットテープ	3点。ただし、相互市外居住登録者は、1点	14日
	デジタル多目的ディスク	1点。ただし、相互市外居住登録者は、貸付けを受けることができない。	14日
	電子書籍	3点。ただし、相互市外居住登録者は、貸付けを受けることができない。	14日
団体	図書及び雑誌	300冊	3月

(利用制限)

第27条 館長は、個人登録者及び団体登録者が次項に規定する行為を行ったときは、次の各号に掲げる利用制限（以下「利用制限」という。）を行うものとする。

(1)～(4) ……略……

2～4 ……略……

別表（第14条関係）

区分	図書館資料の種類	貸付限度	貸付期間
個人	図書及び雑誌	10冊。ただし、相互市外居住登録者は、5冊	14日
	コンパクトディスク又はカセットテープ	3点。ただし、相互市外居住登録者は、1点	14日
	デジタル多目的ディスク	1点。ただし、相互市外居住登録者は、貸付けを受けることができない。	14日
	電子書籍	2点。ただし、相互市外居住登録者は、貸付けを受けることができない。	14日
団体	図書及び雑誌	300冊	3月

	コンパクトディスク 又はカセットテープ	3点	14日		コンパクトディスク 又はカセットテープ	3点	14日
学校	電子書籍	3点	14日				

附 則

この規則は、令和3年9月14日から施行する。

立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について(概要)

主な改正項目

1 個人における電子書籍貸付限度及び予約件数に関する規則の変更

個人における電子書籍貸付限度及び予約件数に関する規則を以下のとおり変更します。

項目	変更前 (令和3年9月13日まで)	変更後 (令和3年9月14日から)
貸付限度	2点	3点
予約件数	2点	3点

2 学校における学校利用カードの交付等に関する規則の新設

学校における学校利用カードの交付等に関する規則を以下のとおり新設します。

項目	内容
登録者	立川市立の小学校及び中学校に在籍する児童・生徒並びに勤務する教職員
カードの交付	館長は児童等へ学校利用カードを交付するが、別に定める方法でカード記載情報を児童等に通知することで、交付に代えることができる。
有効期間	児童・生徒:市立学校に在籍する期間(中学校を卒業する年度の3月末日まで) 教職員:市立学校に勤務する期間
カードの再交付	学校利用カードを紛失した際は、学校長から館長へ再交付の申請を行うが、別に定める方法でカード記載情報の再通知を求めることができる。
貸付限度等	貸付限度:3点 貸出期間:14日間 予約件数:3点

※ その他文言の整理及び項ずれ対応の措置を講じています。